

(3) ③損害・④因果関係【※9】

本件では、Bは、競業取引を行ったことにより、開業1年目で300万円、2年目で800万円の営業利益を上げている。したがって、これらの合計である1100万円が、甲会社の損害と推定される(423条2項)。

4 以上から、Bは甲会社に対して、423条1項に基づき、1100万円の損害賠償義務を負う。

以上

【コメント】

※0：この答案例は100点のものではなく、あくまで上位合格ゾーンに入るのに必要十分な内容を記載したものである。そのため、検討を深めるとより適切な記載もあるうかと思う。しかし、ここで伝えたいのは、このレベルの記載ができていくかの確認である。出来ていたら問題ないし、出来ていない部分は反省材料にしてほしい。

※1：本問は、典型的な競業取引義務違反の問題である。問題文を読めば、結論は概ね想像がつくだろう。しかし、いざ条文をひきながら答案を書くとなると、意外と書けないと思われる。その原因は、個々の論点の知識をどう結び付けて書くのか、という視点に乏しいことにある可能性が高い。そこで、今回の起案を通じて、「847条(訴訟類型)→423条1項(損害賠償請求)→356条1項(任務懈怠)→結論」という会社法上の典型的な思考の流れをしっかりと身に付けて欲しい。この思考は、会社法上他の論点でもしばしばあてはまる。

※2：答案の初めに、「この行為について訴訟類型や責任原因を検討します!」ということを確認させることによって、①行為の特定と②検討方針の概要を記載してほしい。そうすることで、自分の中でも検討対象のズレが亡くなる上に、採点する側としても予測可能性が立ちやすく、読みやすい。また、「847条1項の訴訟を提起して、423条1項の責任を追及する」という発想が重要。意外と欠けている視点であると思われる。

※3：いつもの通り、「1問題提起、2要件、3あてはめ、4結論」という大枠。そして、「3あてはめ」の中で、個々の要件の小規範や解釈論の展開などをしてしている。この形式に慣れないといつまで経っても法律文書は書けない。

※4：本来であれば、「①については…」や「ア ①について」などと読み手に予測可能性を与えながら書かなければならない。今回は、ナンバリング形式にして記載した。

※5：423条1項の任務懈怠は、過失の判断とかなり似ている。要は、「①こういう義務があったけど、②これをしなかった」という枠組みで判断する。この①義務の存在の中で、競業取引該当性を検討するのである。この位置付けが意外と理解できていない学生が多いように思う。また、なぜ競業取引該当性が問題になるのか、該当すると何が大変なのか、その問題意識を記載する必要がある。

※6：ここでも要件⇒効果の順で記載する。いつもの形である。なお、②は、論点であるが、その説によって結論は変わらないから、論証は展開しなくてもよいかもしれない。

※7：ここには、定義を書いて、その後に判例を記載している。この判例は、定義の射程に関するものと位置付けて勉強をした結果の記載である。

※8：事実も多いので、丁寧に認定した。

※9：423条1項の因果関係は、条件関係に近い判断がなされており、この要件を理由に請求を認めないとした裁判例は極めて少ない(存在しないかもしれない)。なので、往々にして損害と因果関係は同じ枠組みで判断してもよいと思われる。